

## 北本市トマトイメージキャラクター着ぐるみ貸出要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市のトマトイメージキャラクターの着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を貸し出すことにより、市及び北本トマトを広くPRするため、着ぐるみの貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(着ぐるみの種類)

第2条 貸出しの対象となる着ぐるみは、北本市トマトイメージキャラクター使用取扱要綱（平成20年告示第12号）別記1に定めるキャラクターの着ぐるみとする。

(着ぐるみの貸出し)

第3条 市長は、業務に支障を及ぼさない範囲において、着ぐるみを貸し出すことができる。

2 前項の貸出期間は、貸出日及び返却日を含めて7日以内とする。

(貸出承認申請)

第4条 着ぐるみの借受けを希望する者は、あらかじめ着ぐるみ貸出承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 申請書は、着ぐるみの借受けをしようとする日の6月前から3日前までに提出しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。

(貸出しの承認)

第5条 市長は、申請書の提出があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの貸出しを承認するものとする。

- (1) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 着ぐるみを欠損し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党又は宗教法人を支援し、又は公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
- (5) その他着ぐるみの管理上支障があるとき。

2 前項の承認は、着ぐるみ貸出承認書（様式第2号）により行うものとする。

（遵守事項）

第6条 前条第1項の承認を受けた者（以下「借受者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) 貸出期間を遵守すること。
- (3) その他市長が別に定める条件に従って使用すること。

（承認の取消し等）

第7条 市長は、借受者が前条に定める事項を遵守しなかったときは、その承認を取り消すとともに、当該借受者の以後の貸出承認申請について、承認しないものとする。

2 市長は、借受者が前項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

（返却）

第8条 借受者は、着ぐるみの使用を終えたとき又は承認を取り消されたときは、着ぐるみ返却届兼使用状況報告書（様式第3号）に着ぐるみの使用状況を写した写真等を添付して市長に提出するとともに、速やかに着ぐるみを返却しなければならない。

（原状回復）

第9条 借受者は、借り受けた着ぐるみを汚損したときは、当該借受者の責任と負担により修補又はクリーニングを行い、当該着ぐるみを原状に復しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、借受者は、市長が着ぐるみの修補又はクリーニングを求めたときは、これに応じなければならない。

（免責）

第10条 市長は、着ぐるみに貸出しにより借受者が被った損害及び借受者の着ぐるみの使用により第三者が被った損害については、その補償の責めを負わない。

（委任）

第11条 この告示に定めるもののほか、着ぐるみの貸出しに関し必要

な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

- 1 この告示は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 改正後の北本市トマトイメージキャラクター着ぐるみ貸出要綱第8条の規定は、この告示の施行の日以後に申請のあった着ぐるみの返却について適用し、同日前に申請のあった着ぐるみの返却については、なお従前の例による。

様式第1号（第4条関係）

着ぐるみ貸出承認申請書

年 月 日

（宛先）北本市長

住所

氏名

（法人にあつては、事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

北本市トマトイメージキャラクターの着ぐるみを借り受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 使用用途

2 使用日

年 月 日から 年 月 日まで

3 貸出日

年 月 日

4 返却日

年 月 日

5 連絡先（担当者、電話番号等）

6 添付書類

使用用途の内容がわかる書類

様式第2号（第5条関係）

着ぐるみ貸出承認書

第 号  
年 月 日

様

北本市長

年 月 日付けで申請のありました北本市トマトイメージキャラクターの着ぐるみの貸出しについて、下記のとおり承認します。

記

1 使用用途

2 使用日

年 月 日から 年 月 日まで

3 貸出日

年 月 日

4 返却日

年 月 日

5 承認条件

- (1) 着ぐるみ貸出承認申請書の申請内容どおりに使用すること。
- (2) 北本市トマトイメージキャラクター着ぐるみ貸出要綱の規定を遵守すること。

様式第3号（第8条関係）

着ぐるみ返却届兼使用状況報告書

年 月 日

（宛先）北本市長

住所

氏名

（法人にあっては、事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

年 月 日に借用しました着ぐるみを次のとおり返却します。

備 品	今回の使用中に付いた 汚れ又は損傷の有無	チェック欄
着ぐるみ（頭）	有・無	
着ぐるみ（胴体）	有・無	
着ぐるみ（胴体内部）	有・無	
着ぐるみ（ズボン）	有・無	
着ぐるみ（手袋）	有・無	
着ぐるみ（足）	有・無	
着ぐるみ収納袋（3枚）	有・無	
名札・たすき	有・無	
電池	有・無	

※太枠内は記入しないでください。

※使用状況を裏面に記載し、報告してください。

北本市トマトイメージキャラクター着ぐるみ貸出要綱第8条の規定により、着ぐるみの使用状況について、次のとおり報告します。

イベント名称等	
イベント開催日時	年 月 日 時 分 ～ 年 月 日 時 分
活 動 内 容	
イベント対象者	
イベント会場	施設名称： 住 所：
備 考	

※着ぐるみの使用状況を写した写真又は画像データを添付してください。